

琉球大学医学部保健学科後援会会則

(総 則)

第1条 本会は、琉球大学医学部保健学科後援会と称する。

(目的)

第2条 本会は、琉球大学医学部保健学科（以下「保健学科」という）における教育振興を助成し、その向上発展に寄与することを目的とする。

(事務局)

第3条 本会の事務局は琉球大学医学部保健学科教室に置く。

(事業)

第4条 本会は、第2条の目的達成のため次の事業を行う。

- (1) 学生の課外教育に対する援助
- (2) 学生の福利厚生に関する事業に対する援助
- (3) その他本会の目的を達成するのに必要な援助

(会員)

第5条 本会は次の会員をもって組織する。

- (1) 正会員は保健学科学生の保護者とする。
- (2) 賛助会員は本会の趣旨に賛同する者とする。

(会費)

第6条 会員は次に掲げる会費を納入するものとする。

- (1) 会費は4ヵ年分として4万円とする。
- (2) 正会員は、前項の会費を学生の入学時に一括納入するものとする。
- (3) 既納の会費等は返還しないものとする。
- (4) 特別の事情のある者については、分割納入することができる。

(役員の配置及びその選出と役割)

第7条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理事 若干名
- (4) 参与 若干名
- (5) 監事 2名

1. 会長、副会長は理事の互選によるものとする。参与は教職員から会長が委嘱する。理事及び監事は、総会において選出する。
2. 会長は本会を代表して会務を処理し、会議の議長となる。
3. 副会長は会長を補佐し、会長に事故のある時はその職務を代行する。
4. 理事は会務の運営にあたる。
5. 参与（学科長、学生支援委員長、指導教員のうち若干名ほか）は本会と大学の連絡調整にあたり、本会の諮詢に答える。

6. 監事は、本会の会計を監査する。

(役員の任期)

第8条 役員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(役員報酬)

第9条 役員の報酬は年額とし以下のとおり定める。

- (1) 会長：30,000円/年
- (2) 副会長：5,000円/年/人
- (3) 監事：5,000円/年/人

1. 報酬は、役員の任期終了後に支払うこととする。なお、任期期間中に辞任によって退任された役員及びその欠員により補充された後任の役員には、就任稼働月分を支払うこととする。

(役員会)

第10条 役員会は会長、副会長、理事及び参与をもって構成し、会長が必要と認めたとき召集し、会の運営に必要な重要事項を審議する。

(総会)

第11条 総会は毎年1回以上召集し、次の事項を議決する。

- (1) 役員の選出に関すること。
- (2) 会則の変更に関すること。
- (3) 事業計画に関すること。
- (4) 予算及び決算に関すること。
- (5) その他役員会において必要と認めたこと。

(会計)

第12条 本会の経費は会費及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第13条 本会の会計年度は、3月16日に始まり、翌年3月15日に終わる。

付 則

この会則は、昭和60年4月8日から施行する。

付 則

この会則は、平成15年4月1日から施行する。

付 則

この会則は、平成21年4月6日から施行する。

付 則

この会則は、平成24年4月6日から施行する。

付 則

この会則は、平成28年4月5日から施行する。

付 則

この会則は、平成29年4月4日から施行する。

付 則

この会則は、令和2年4月3日から施行する。

付 則

この会則は、令和3年4月6日から施行する。

- * 会則 9 条（役員報酬）の新設が承認（令和 3 年度総会）
- * 令和 2 年 4 月より、会費減額（4 万円）が承認（令和元年度役員会）
- * 会費増額（5 万円）が承認（平成 29 年度総会）
- * 会則第 8 条（役員の任期）の変更が承認（平成 24 年度総会）「2 年」を「1 年」とした。
- * 会則第 6 条（4）の変更が承認（平成 15 年度総会）

「免除する」を削減し「分割納入することができる」とした。
- * 会費増額（4 万円）が承認（平成 14 年度総会）

申し合わせ事項

- * 平成 31 年 4 月より後援会事務担当非常勤職員を採用する。
賃金は一般会計 20 万円、特別会計から 30 万円 合計 50 万円（年間）を上限とする。
(平成 29 年度役員会)
- * 学生保険（will1）に変更したことにより、保険料が増額した為、
平成 29 年度に限って各年次の会費の追加を以下のように行う。
4 年次 2,500 円 3 年次 5,000 円 2 年次 7,500 円 (平成 28 年度役員会)
- * 大学や学部の周年事業等への寄付や協賛広告代金等、不測の支出については一般会計
予備費より支出することを前提とするが、必要有れば特別会計より補填する。(平成 23
年度役員会)
- * 特別会計を普通預金と定期預金に分けて運営し、不足が生じた場合は特別会計の普通
預金を当てる。単年度運営限度は 50 万円とする。(平成 23 年度役員会)
- * 事務局は 3 年次参与が担当するが、最近事務局を経験した参与は他の 3 年次指導教員
へ委任することができる。委任された指導教員が参与として役員会構成員となる。